

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成 19 年度決算（国有林野事業特別会計）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
国 有 林 野 事 業 収 入	36,291	国 有 林 野 事 業 費	411,525
業 務 収 入	23,094	治 山 事 業 費	51,872
林 野 等 売 払 代	7,861	北 海 道 治 山 事 業 費	7,899
財 産 貸 付 料 等 収 入	5,335	離 島 治 山 事 業 費	641
一 般 会 計 よ り 受 入	195,388	沖 縄 治 山 事 業 費	38
地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	3,575	治 山 事 業 工 事 諸 費	595
借 入 金	236,400	景 観 形 成 事 業 推 進 費	252
雑 収 入	797		
合 計	472,453	合 計	472,826

※ 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※ 本表は、収納済歳入額と支出済歳出額を掲載しているため、発生主義に基づく収入と支出の額とは一致しない。

- ・ 一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額） 195,388 百万円

（予算に計上した繰入金の額） 177,504 百万円

（相違した理由）

「特別会計に関する法律」附則第 66 条第 8 号の規定による廃止前の国有林野事業特別会計の平成 18 年度からの繰越事業があったこと等のため。

- ・ 借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

・（借入金の額） 236,400 百万円

（予算に計上した借入金の額） 236,400 百万円

（相違した理由）

相違はない

・（公債発行収入金の額） 該当しない

（予算に計上した公債発行収入金の額） 該当しない

- ・(証券発行収入金の額) 該当しない
- (予算に計上した証券発行収入金の額) 該当しない

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
 (剰余金の額) 該当しない
 (剰余金の処理の方法)
 国有林野事業特別会計の経理は、企業会計における会計原則を適用しており、発生主義に基づいて行うこととされている。このため、歳入が歳出を超過した場合でも、当該額を直ちに剰余金として処理せず損益計算を行い、その結果明らかにされた利益又は損失について処理方法等が定められている(「特別会計に関する法律」第165条)。
 なお、歳入が歳出を超過した場合、年度末現金残高として扱われるが、翌年度に持ち越し、未払い金等翌年度の支払いの財源に充てられている。

- ・平成19年度末における積立金及び資金の残高
 ・(積立金の残高(平成20年3月31日))
 現在積立金は存在しない
 なお、「特別会計に関する法律」第165条の規定により、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合、繰り越した損失をその利益の額をもって補足し、なお残余がある場合積み立てるものとされている。
 (平成19年度決算により積み立てる額) なし

- ・(資金の残高(平成20年3月31日)) なし
 (平成19年度決算により組み入れる額) なし

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項
 特になし

決算に関するお問い合わせ先
 林野庁 管理課 決算係
 (代表) 03-3502-8111 (内線) 6251